

第7号（金融取引の調整）

（1）認定基準 次の要件に全て該当すること。

- ・申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- ・申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- ・申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

（2）必要書類

- ・認定申請書 1通
- ・直近1年分の確定申告書一式（法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書のみ）の写し（電子申告の場合は、メール詳細もしくは受信通知を添付）
- ・履歴事項全部証明書（法人のみ必要、写しも可、発行日から3カ月以内のもの）
- ・指定金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）
- ・すべての金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）

（3）その他

- ・指定金融機関については、1行では比率が該当しない場合でも、借入先が2行以上指定されていて、合計すれば該当する場合は、合算した金額で申請することも可能です。
- ・指定金融機関は、中小企業庁のホームページに掲載されています。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.html
- ・認定基準における「直近」とは、原則、申請の時点から1か月前までを指します。
- ・「全ての金融機関」とは、中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関及びいわゆる政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫）を指します。また、破綻金融機関からの借入額も含めます。
- ・「前年同期」とは、原則、前年の同月同日を指します。
- ・住宅ローン等事業資金以外の借り入れは融資残高に含めません。

<申請・問合せ先> 府中市生活環境部産業振興課商工係
TEL 042-335-4142 FAX 042-360-9370